

9月・10月は行政相談月間です

≪無料・秘密厳守≫

【総務省 きくみみ和歌山主催】

「暮らしのなんでも相談所」

きくみみ和歌山



総務省行政相談センター

日時:令和8年 **10月29日**(木) 13時～16時(予約優先)

※ 受付は15時30分まで。受付多数となった場合は締め切らせていただきます。

場所: 橋本市保健福祉センター 3階 多目的ホール (橋本市東家1-3-1)

このようなことが相談できます (相談例)	参加予定機関
土地建物の売買・相続による登記手続きに関すること	和歌山地方法務局、 和歌山県司法書士会
県の行政全般に関すること	和歌山県
市の行政 (市税、福祉、国民健康保険等) に関すること	橋本市
相続、離婚、交通事故、金銭貸借等をめぐるトラブルに関すること	和歌山弁護士会
国税 (所得税、贈与税、相続税等) の申告方法や課税額の計算方法に関すること	近畿税理士会
労災・雇用保険、年金制度等に関すること	和歌山県社会 保険労務士会
国・独立行政法人等の業務全般に関すること	行政相談委員、 きくみみ和歌山

〈ご来場される皆様へ〉

- ・ **予約**される場合は、10月15日(木)から28日(水) 正午までに下記お問合せ先までお電話ください (受付時間: 平日8時30分～17時15分)。
また、予約の段階で満員となった場合は、当日受付はできませんのでご了承ください。
なお、当日空きがある場合は、予約なしでもご相談いただけます。
- ・ 相談時間は、お一組様 25分以内でお願いします。



【お問合せ先】

総務省 和歌山行政監視行政相談センター
〔総務省 行政相談センター きくみみ和歌山〕

電話: 073-431-8221

〈HPはこちら〉



総務省の

行政相談



困ったら一人で悩まず行政相談！



Q 行政相談とは？

A 総務省の行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

Q 行政相談の窓口はどこにあるの？

A 都道府県庁所在地等に設置されている総務省行政相談センター（全国 50 か所。和歌山県内には「総務省行政相談センターきくみみ和歌山」が設置されています。）でご相談いただけます。

ご相談は、電話（行政苦情 110 番）のほか、インターネット・来訪・手紙・FAX でも受け付けています。



総務省行政相談センター

きくみみ和歌山

詳しくは、行政相談



〒640-8143

和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎 3 階

行政苦情 110 番 0570-090110

FAX

073-436-5899

また、行政相談委員（全国に約 5,000 人、和歌山県内に 61 人（各市町村に 1 名以上）が配置されています。）にもご相談いただけます。

Q 行政相談委員とは？

A 行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者であり、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

Q 橋本市担当の行政相談委員には、どこで相談できるの？

A 行政相談委員は、毎月、相談所を開設していますので、お気軽にご相談ください。

【橋本市担当行政相談委員による相談所】

※予約不要。開催日は毎月発行の橋本市広報誌「広報はしもと」に掲載。

日 時	場 所
原則 毎月第 4 火曜日 13 時 30 分～16 時 (受付は 15 時 30 分まで)	橋本市保健福祉センター

3 名の行政相談委員がご相談をお聞きします。



無 料
秘密厳守